

1 実施要領書に関する質問書

No.	ページ	項 番	項 目	質 問	回 答
1	4	2-5	見積上限額	業務移行期間における引き継ぎ業務にかかる固定費を明示していただいておりますが、この費用は見積上限額には含まれないという理解でよろしいでしょうか。	業務移行期間における引継業務にかかる固定費は契約上限価格には含まれておりません。
2	9	5-2	プレゼンテーション及びヒアリングの実施	参加者はヒアリングの議事録を後日山元町へ提出することとありますが、プレゼンテーション及びヒアリング実施時に参加者が用意する録音機等により、ヒアリング内容を録音することは可能でしょうか。	自社（共同体含む）が行うプレゼンテーション及び自社（共同体含む）が受けるヒアリング内容については録音を可とします。
3	10	6.2 表6-2	参加表明時の提出書類	資格確認書類に会社概要がありますが、任意様式で提出という理解でよろしいでしょうか。 また、任意様式ではなく貴町の指定様式がある場合はご教示願います。	任意様式で提出してください。
4	10	6-2 表6-2	参加表明時の提出書類	参加表明時の提出書類の中で、資格確認書類として募集公告日以降に公布された登記簿謄本がありますが、株式会社変更登記申請中の場合は、募集公告日以前に公布された登記簿謄本と法務局発行の変更受付のお知らせを提出し、変更後の登記簿謄本が公布され次第、提出することとしてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 ただし、その場合は、登記簿交付後速やかに提出する旨を記載した確約書（任意様式）を提出してください。
5	11	6-5(1)	企画提案書類提出時の提出書類	企画提案書内では会社名や会社のロゴマークなどを伏せる必要はございますでしょうか。	会社名や会社のロゴマークなどを伏せる必要はありません。
6	12	6.5(2)表6-5注2)	企画提案書類提出時の提出書類	記載紙量内に添付資料と文章を収めるという解釈で齟齬はないでしょうか。 添付資料は記載紙量とは別に添付が可能なのか確認したく存じます。 また、別途添付が可能であった場合、添付資料も採点対象内に入りますでしょうか。	企画提案概要は、これ1枚で全体の概要を示すものなので、資料添付は想定していません。 なお、表6-5に記載の企画提案概要以外の各様式の紙量は本編としてのものであり、資料添付は外数で可能です。ただし、説明内容は各様式内に記載するものとし、添付資料はあくまでそれを補足するために参照するものとします。 また、添付資料は企画提案書の本編である各様式の内容を説明するために用いられるものですので、採点の対象となります。

2 要求水準書に関する質問書

No.	ページ	項 番	項 目	質 問	回 答
1	4	2.1.(2)2)	補修等業務	漏水発生時における現地確認と補修対応（給水装置を含み、災害復旧を除く。Φ50mmを超える管の漏水修理は現地確認まで）について、補修に必要な資材は修繕業者において準備するという理解でおりますが、修繕業者の資材不足且つ緊急時は貴町の備蓄または手配された資材を利用させていただけるのでしょうか。 また、受託者が資材不足且つ緊急時の資材を備蓄または手配するのであれば、保管場所、資材の内容、取引先、個数、単価（金額）をご教示願います。	修繕業者における保有量不足時、緊急時は委託者の保有する資材で対応いただき、その取扱いは別途協議（基本的には、現物による返却）します。 また、受託者において資材を手配することは、基本的には想定しておりません。
2	10	3.2.2.(1)2)	管路施設の巡回点検の実施	管路（次号において保守点検作業の対象とする水管橋を除く）、消火栓及び仕切弁きょうの巡回パトロールを定期的の実施と記載されていますが、毎年度の点検予定件数をご教示願います。	管路施設の点検対象については、5年間で町内全域の点検を実施していただきます。 各年度の点検件数については受託者の提案に基づき、協議のうえ決定します。
3	10	3.2.2.(1)2)	管路施設の巡回点検の実施	委託者が発注した管路修繕工事が行われている場合には、委託者の指示に基づき当該箇所の定期的なパトロールに協力することと記載されておりますが、現場の施工管理のことを述べているのでしょうか。ご教示願います。	委託者が発注した管路更新工事が行われている場合に当該箇所の定期的なパトロールに協力いただくのは、施工現場の状況確認であり、異常を発見した場合には、委託者への連絡のほか、現場の保全（交通整理を含む）をお願いいたします。 ※ パトロールに協力いただくのは、管路更新工事等の長期に施工する工事等を想定しています。

No.	ページ	項 番	項 目	質 問	回 答
4	10	3.2.2.(2)	補修等業務	補修等の実施に係る費用は補修工事一件ごとに精算するものと理解しておりますが、請求金額を確定させるための手順と、具体的な計算方法をご教示願います。	手順としては以下の流れを想定しています。 ①修理の完了後に業者より提出される報告書を月毎にとりまとめ、受託者が内容を精査し修理費用を算定する。(労務費、機械損料、材料費及び経費については委託者より資料を提供します。) ②毎月の修理費用が確定したら、委託者に内容を報告する。 ③委託者が内容を確認し問題が無ければ、受託者へ報告するので、受託者は、業者へ金額を伝え請求書を提出していただく。 ④受託者あてに届く請求書で、支払いを行う。 ただし、請求の手順については、受託者より見直しの協議があれば調整させていただきます。
5	10	3.2.2.(2)	補修等業務	補修等に関わる付加価値(受付・現地確認を含む事務処理業務、資材管理業務、交通整理員など)の補修付帯業務が想定されますが、これらは修理業者の請求額に対して何パーセントとなるのかご教示願います。	受付・現地確認を含む事務処理業務、資材管理業務、交通整理員については、業務委託料に含まれており、付加価値分として率で計上はしておりません。
6	10	3.2.2.(2).1)	補修等業務	突発的な設備等の故障に伴う補修に取替を含むと記載されておりますが、取替とはどのような補修内容を指しているのかご教示願います。	機能維持回復のための部品交換を指します。
7	10	3.2.2.(2).1)	補修等業務	50mm以下の修繕工事に伴い断水が発生する場合の断水範囲の抽出及び広報活動は受託者で対応となるのかご教示願います。 また、断水に伴う洗管作業の対応及び責任の所在についてもご教示願います。	委託者が情報提供並びに指示をします。
8	10	3.2.2.(2).2)	漏水対応業務(メーター二次側からの給水装置を除く)及び水道管路の補修	受託者は、口径50mm以下の管路補修及び受託者自らが実施可能(部品交換・塗装等)な補修等に係る費用の合計として各運営年度につき(8,800,000円(税込み))を計上するものとし、補修等の実施に係る費用は、当該年度毎に精算するものとするとありますが、運営年度内に(8,800,000円(税込み))を超える補修等が発生した場合の対応について、ご教示願います。 また、想定している各運営年度の件数についてもご教示願います。	委託者との協議とします。
9	10	3.2.2.(2).2)	漏水対応業務(メーター二次側からの給水装置を除く)及び水道管路の補修	漏水対応業務において、委託者に報告し、直ちに補修の手配を行うこととすると記載されておりますが、営業時間外も受託者が窓口となり24時間365日の対応となるのかご教示願います。 また、受託者から委託者への報告についても委託者側で24時間365日連絡が取れる体制を構築されるのかご教示願います。	営業時間外や休日の対応については、基本的に委託者が対応します。また、委託者側の報告の受け入れ体制については、施設管理担当者2名が業務用の携帯電話を常時携帯しています。
10	10	3.2.2.(2).2)	漏水対応業務(メーター二次側からの給水装置を除く)及び水道管路の補修	修理工当番業者の選定は受託者側で行うことになるのかご教示願います。 また、修理工当番業者の待機手当の支払いについては委託者側の負担となるのか受託者側の負担となるのかご教示願います。	修理工当番業者の選定は委託業者側が行います。また、修理工当番業者への待機手当についても委託者側が支払うものです。
11	10	3.2.2.(2).2)	漏水対応業務(メーター二次側からの給水装置を除く)及び水道管路の補修	窓口等で受けた漏水情報の対応として、口径50mm以下の管路については、現場に出向き状況確認の上、委託者に報告し、直ちに補修の手配を行うこととする。当該補修等の実施後に、当該補修内容に関して委託者に報告するとありますが、補修内容の決定は受託者になりますでしょうか。 また、補修内容を決定するにあたり、内部規程もしくはマニュアルの有無についてご教示願います。	基本的に受託者が修理内容の決定を行います。 ただし、漏水状況により受託者のみでの判断が困難である場合は、委託者と協議のうえ、修理内容を決定します。 また、修理内容の決定に関するマニュアル等については、現在整備されておりません。
12	10	3.2.2.(2).2)	漏水対応業務(メーター二次側からの給水装置を除く)及び水道管路の補修	口径50mm以下の補修等に関わる業務には付帯設備のボックスや筐、マンホール等も補修に含まれる認識でよろしいかご教示願います。	お見込みのとおりです。

No.	ページ	項 番	項 目	質 問	回 答
13	10	3.2.2.(2).2)	漏水対応業務 (メーター二次側 からの給水装置 を除く)及び水道 管路の補修	口径50mmを超える管路補修の対応として委託者に報告し、指示に従うこととありますが、委託者の指示によっては受託者が修理業者の手配や、現場立会いをする場合もあるかご教示願います。 また、委託者が発注・施工する補修工事に受託者が現場立ち合いを行った際に、不測の事態が発生した場合の受託者の対応方法についてご教示願います。	前段:委託者が対応します。 後段:受託者が対応する必要はありません。
14	14	3.3.2.(2).2)	漏水対応業務 (メーター二次側 からの給水装置 を除く)及び水道 管路の補修	下水道管路の不具合箇所(本管を除く下水道管路で補修を要する破損等が生じた箇所)に関する補修等の実施に係る費用は、当該年度毎に精算するものとすると思いますが、運営年度内に(5, 500, 000円(税込み))を超える補修等が発生した場合の対応について、ご教示願います。 また、想定している各運営年度の件数についてもご教示願います。	委託者との協議とします。
15	18	3.5.1.(1).1)	営業時間	本文中に年末年始(12月28日から1月3日)と記載されておりますが、年末年始の休業期間は従来どおり12月29日から1月3日までとの理解でよろしいでしょうか。ご教示願います。	お見込みのとおりです。
16	21	3.5.3.(1)	データの保守点 検	コンピュータシステムの運用及び管理について、不具合等が発生した場合は受託者にて貴町が契約している電算会社様と連絡を取り修復・改善を図るのかご教示願います。	不具合等発生時の連絡や修繕・改善については、委託者が行います。
17	21	3.5.3.(1).1)	データの保守点 検	データの保守および保管と記載されておりますが、保守および保管とはどのような内容を指すのかご教示願います。 また、保守および保管の対応について具体的なフロー並びに注意点を教示願います。	委託者は、業務の範囲内において、「山元町文書取扱規程(平成12年訓令第5号)」に従ってデータの移動、発行、照会等の入力処理及び管理を行うことになります。 データの保守とは、その過程において、データの完全性(データが全てそろっていて欠損や不整合がないこと)、可用性(障害が発生しても安定してサービスの提供を維持でき、使いたいときに問題なく利用できること)、機密性(外部に漏れることなく、データを保護すること)を維持することです。 また、データの保管とは、データを無くしたり、破損させないように管理することです。 具体的なフロー等はありません。
18	21、22	3.5.3.(7).1)	貸与する物品	本文中の貸与する物品のなかで、検針用ハンディターミナル(4台)と記載がありますが、故障等に対応するための予備機は何台ありますでしょうか。 また、予備機がある場合は予備機も含め計何台をご貸与いただけるのかご教示願います。	予備機は2台があり、その予備機も含め6台全て貸与します。
19	46	別紙-6	リスク分担 責任 分担 賠償	道路上の配水管の漏水修理に起因して他企業管を損傷させてしまった場合の費用負担についてご教示願います。	民法第716条の規定により、原則として受託者が第三者に加えた損害の賠償責任は受託者にあり、委託者は責任を負いません。 ただし、注文又は指図について委託者に過失があったときは、この限りではありません(同条ただし書)。

3 契約書に関する質問書

No.	ページ	項 番	項 目	質 問	回 答
1	9	29条	効率化策VEの提案	効率化策VE提案において、維持管理コストや運転管理コストなどの向上を図る目的で設備を設置する場合、その設備に必要な埋設のセンサーを敷地内に設置することは可能でしょうか。	委託者と協議をお願いします。

4 様式集に関する質問書

No.	ページ	項 番	項 目	質 問	回 答
1	9	様式5	保有する技術者の状況 主な資格と有資格者数	主な資格と有資格者数に記載する有資格者数の人数は全社員が対象と理解でよろしいでしょうか。また、注3に記載されている資格を有することを証明する書類の写しの添付については、本業務に配置する予定の有資格者の資格者証の写しを添付するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	9	様式5	保有する技術者の状況 主な資格と有資格者数	専門分野別の技術者の状況の※に記載されている主任技術者の配置をカッコ書きで附すると記載があるのですが、これは、参加申請時において建設工事の主任技術者として配置されている人数を記載されているという理解でよろしいでしょうか。また、配置していない場合はカッコ内に0と表記すればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 ただし、参加申請時には配置予定者を確保している必要があります。まだ配置できていない場合は、業務開始時までに配置する旨を記載した確約書(任意様式)を提出してください。